

○家電リサイクル法の対象製品を自分で処理するには

廃棄する家電製品を購入した販売店が分からない、あるいは既に廃業してしまっている等の理由で、ご自分で手続きをしなければならない場合には、以下の方法で処理をしてください。

1 郵便局の窓口で、振替払込書付きの家電リサイクル券（1品につき1枚）を受け取り、必要事項を記入してリサイクル料金を振り込む。

- ・ 振込手数料がかかります。
- ・ 廃棄する製品のメーカー名のほか、テレビであればインチ数、冷蔵庫であれば容量を控えていき、窓口で金額を確認してください。
- ・ 振り込みが済んだら、「振替払込受付証明書」を家電リサイクル券に貼り付けます。

◎リサイクル券は持ち込みの際に使いますので、なくさないように注意してください。

2 廃棄する製品に家電リサイクル券を貼付し、指定引取場所に持ち込み引き渡しをする。

- ・ 料金（運送料）は発生しません。
- ・ 持ち込む前に連絡して、担当者の指示に従ってください。
- ・ 冷凍庫、冷蔵庫や洗濯機、乾燥機等は中身を空にして来てください。
（異物が入っていた場合、引取できませんので必ず事前に確認してください。）
- ・ 業務用の機器など、一部取扱いできない機器があります。詳しくは指定引取場所へお問い合わせください。

◎気仙沼地区の引取場所は、以下のとおりです。

◆ 日本通運株式会社 気仙沼営業所

住 所 気仙沼市下八瀬438番地2
電話番号 0226(55)2294
FAX番号 0226(55)2297
受付時間 午前9:00～正午12:00、午後1:00～5:00
(昼休憩 正午12:00～午後1:00)

◎指定引取場所の営業日は、電話で直接お問い合わせ または下記のサイトにてご確認ください。

●スマートフォン

<https://www.e-map.ne.jp/smt/rkcsymap/?enc=EUC>

